

集中豪雨に備えましょう

まもなく梅雨に入ります。続いて台風の季節もやってきます。台風や大雨は、大きな災害をもたらします。災害は、いつでもどこで起こるかわかりません。日ごろから災害に対して心構えや準備をしておきましょう。

希望者に土のうを配布



水害から住宅等を守るため、希望者に土のうを無償で配布します。急な雨の場合、土のうの配布が間に合わない可能性がありますので、事前に準備をお願いします。

▼対象 市内在住者
▼配布数 1世帯10袋を限度
▼申し込み・引き渡し期間 6月4日(月)～8日(金)

午前9時30分～午後5時(引き渡しは午後6時まで)※電話または、窓口でお申し込みください。なお、土のうがなくなり次第、終了させていただきます。

▼引き渡し場所 市役所分庁舎駐車場
▼その他 配布した土のうは自己で保管(シートで覆うなど)し、処分してください。市で回収はしません。

日ごろの心がけ

1 天気予報や気象情報チェック

天気予報を確認し、天気の移り変わりに気を配りましょう。

2 非常食や非常持出品を準備
非常食は最低3日分確保。また、非常持出品として、懐中電灯やラジオなどを用意しましょう。

3 避難先や避難経路を確認
指定された避難先と、自宅からの徒歩での避難経路を確認しましょう。

4 大雨や台風に向けて
家のまわりを点検整備。雨戸や屋根などに傷みがないか、また、排水溝のつまりなどを確認しましょう。

5 防災情報の取得手段を確保

防災情報は、防災行政無線、防災ラジオ、携帯電話のメールサービス(緊急速報メールや京都府防災・防犯情報メール配信システム)、テレビ、ラジオなどで取得できます。使用方法などを今一度、確認しましょう。

6 防災ハザードマップを活用
マップには、避難先や避難経路、防災情報の取得方法などが記載されています。

7 前兆を確認したら避難
川の近くで、まわりの空が真っ黒になる、または警告のサイレン音が聞こえる、雷鳴や稲妻を確認、冷たい風が吹き出す、大粒の雨やひょうが降り出す、雨の日に周囲より低い位置

に在る

浸水時の避難の注意点

1 動きやすく、安全な服装で
2 足元に注意
3 単独行動はしない
4 深さに注意
5 要配慮者に配慮を
ゲリラ豪雨に注意

短時間で狭い範囲に強い雨を降らせる「局地的大雨」や「集中豪雨」は発生予測が難しいことから、通称「ゲリラ豪雨」と呼ばれています。

水害の特徴としては、「河川の氾濫」「急な増水」「低い土地が水に浸かる」などがあります。

河川に遊びに行くときは、天気予報などで局地的な雨の心配がないか確かめるなど、十分に注意しましょう。

●全国瞬時警報システム(Jアラート)

全国一斉情報伝達試験 年度内に3回実施予定

Jアラートとは、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市内に設置している屋外スピーカー等を用いて、直接国から市民の皆さんに対してお伝えするシステムです。緊急時において、迅速かつ確実な情報伝達が実施できるよう、Jアラート全国一斉情報伝達試験が平成30年度中に3回(8月29日、11月21日、2月20日)実施される予定ですので、事前にお知らせいたします。実施日が近づきましたら、改めてお知らせいたします。

●防災行政無線テレホンサービス
市では、避難勧告等の発令を、市内に設置している屋外スピーカーからお伝えしていますが、大雨等の気象条件では、聞き取りにくい場合があります。

そこで、放送が聞き取れなかった場合には、防災行政無線テレホンサービスに電話をかけることで放送内容を確認することができます。

電話 075-982-2484
075-982-2485

八幡市内郵便局と協定を締結

5月2日(水)、市と八幡市内の郵便局は、災害発生時等における連絡・協力体制の構築を目的として、「1. 災害発生時における八幡市と八幡市内郵便局の協力に関する協定」「2. 地域における協力に関する協定」「3. 八幡市あんしんネットワーク事業への協力に関する協定」を締結しました。

◆問い合わせ 防災安全課

八幡市・八幡市内郵便局協定締結式



代表して協定を締結した、松吉利文局長(山城八幡郵便局)(右)と市長

民生・児童委員の活動を紹介します

市では、厚生労働大臣から委嘱された民生・児童委員(145人)と民生・児童委員活動をサポートする支援員(37人)が、市内を7地域に分けて活動しています。

民生委員は、地域児童の健全育成を進める児童委員の役割も兼ねていることから、一般に「民生・児童委員」と呼ばれています。また児童問題を主に担当する主任児童委員も、各小学校区にそれぞれ配置されています。

各委員は福祉全般に関する困りごとや心配ごとの相談を受けて助言や関係機関に紹介を行うなど、市民の皆さんと行政のパイプ役として活躍しています。

民生・児童委員の主な活動【調査】地域内の高齢、障がい、母子、父子など、福祉問題を抱えている世帯の有無や、その世帯のニーズ

の把握を行っています。

【相談】地域で共に生活する隣人として、福祉に関する悩みや心配ごとの相談に応じています。

【情報提供】各種福祉制度やサービスについての情報提供を行っています。

【連絡調整】相談を受けた福祉問題について、適切な対応がとれるように、市や関係機関と連絡調整を行っています。

【その他】各種証明書などの取り扱い業務のほか、行政や社会福祉協議会などが

実施する諸活動(要援護者の見守りなど)に協力しています。

地域の身近な相談役
お気軽にご相談ください

各地域ごとに担当の民生・児童委員が決まっています。お住まいの地域を担当する委員の氏名や連絡先など、詳しくは福祉総務課へお問い合わせください。

民生・児童委員には守秘義務があり、相談内容などの秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

「民生委員・児童委員の日」活動強化週間

市内各地で街頭啓発活動



街頭啓発活動の様子

5月12日(土)の「民生委員・児童委員の日」から1週間は民生・児童委員の活動を広報して、民生・児童委員の活動について理解を深めていただく活動強化週間です。これに合わせ、民生児童委員協議会では、5月1日(火)から、八幡市駅、橋本駅前、商業施設で活動をPRするティッシュを手渡し、街頭啓発活動を行いました。

災害時要援護者支援対策事業に登録を!

市では、大きな地震や水害が起こった際に、年齢や障がいにより自力で避難することが困難な人(要援護者)を支援する事業に取り組みしています。福祉総務課で随時、登録を受け付けていますのでご相談ください。

◆問い合わせ 福祉総務課

◆問い合わせ 福祉総務課